

非公募理由について

1 施 設

岐阜市東部コミュニティセンター	岐阜市芥見四丁目 80 番地
岐阜市西部コミュニティセンター 交楽園(コミセン内施設)	岐阜市下鵜飼一丁目 105 番地
岐阜市北部コミュニティセンター 長寿園(コミセン内施設)	岐阜市八代一丁目 11 番 13 号
岐阜市南部コミュニティセンター 陽楽園(コミセン内施設)	岐阜市加納城南通一丁目 20 番地
岐阜市日光コミュニティセンター	岐阜市日光町九丁目 1 番地 3
岐阜市長森コミュニティセンター	岐阜市前一色一丁目 2 番 1 号
岐阜市市橋コミュニティセンター	岐阜市市橋六丁目 13 番 25 号
岐阜市北東部コミュニティセンター	岐阜市福富迎田 6 番地 1

2 根拠法令

岐阜市コミュニティセンター条例施行規則第 5 条第 1 項

3 非公募理由

コミュニティセンター（8 館）は、地域住民の連帯意識を高め、快適で住みよい地域社会の形成に寄与することを目的に設置されたものであり、広く住民相互の交流や活動を通じて、地域の特性を生かした生涯学習及びコミュニティ活動の推進に関する事業を実施するものである。

したがって、コミュニティセンターの指定管理者は、市民の平等な利用が確保されること、指定管理者の行う業務を安定的に実施する能力があること、その管理に係る経費の縮減が図られることに加え、地域の特性を活かし、地域住民と協働しながら、センターの設置目的を達成していくことが必要であり、岐阜市指定管理者制度基本方針 1.（3）. ②.（ア）.（a）に基づき、非公募により選定するものである。